

## 部活動地域移行推進事業費補助金交付要綱

山梨県教育委員会

### (通 則)

第1条 部活動地域移行推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、地方スポーツ振興費補助金（地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業）交付要綱（令和4年2月1日スポーツ庁長官決定、令和5年2月8日一部改正）に基づき、補助金を交付するものとし、補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、市町村（市町村の一部事務組合を含む。以下同じ。）が、地域スポーツクラブ活動への移行に向けた体制の構築に関する別表の事業（以下「補助事業」という。）を行う場合において、その経費の一部を補助し、もって、地域スポーツクラブ活動への移行と持続可能な地域スポーツ環境の一体的な整備を進め、将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保することを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、補助事業を市町村の教育委員会（以下「補助事業者」という。）が実施するために必要な経費のうち、補助金の対象として教育長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象経費及び補助率)

第4条 本事業に係る補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要関係書類（様式第1号の2）を添えて、別に定める日までに、教育長に提出しなければならない。

### (補助金交付の決定)

第6条 教育長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、適当と認められる場合は、速やかに交付の決定を行い、補助事業者に補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を教育長に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、教育長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、教育長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告してその指示を受けること。

2 教育長は、前項第1号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告及び調査)

第10条 教育長は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行及び支出状況について報告を求め、又はその状況を調査することができる。

2 補助事業者は、前項の要求があったときは、事業遂行状況報告書(様式第4号)に中間報告書(様式第4号の2)ほか必要関係書類を添えて、教育長に報告しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第11条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月15日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第5号)に必要関係書類(様式第5号の2)を添え、教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 教育長は前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第6号)により、補助事業者

に通知するものとする。

- 2 教育長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (交付決定の取消等)

第 13 条 教育長は、第 9 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 6 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、規則その他の法令若しくはこの要綱又はこれに基づく教育長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 教育長は、前項の取消しをした場合において既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 教育長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還期限については、前条第 3 項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 教育長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 3 教育長は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部又は一部について補助事業者が納付があった場合は、その納付額について県に納付させることができる。

#### (財産処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、前条で定める取得財産等のうち、50 万円以上のものについては、教育長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して別表又は別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、教育長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第 7 号）

を教育長に提出しなければならない。

- 3 教育長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### (補助金の交付方法)

第16条 教育長は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第8号)を教育長に提出しなければならない。

#### (補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業を中止若しくは廃止した日又は完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### (補助金調書)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする補助金調書(様式第9号)を作成しておかなければならない。

#### (電磁的方法による提出)

第19条 申請者及び補助事業者は、適正化法、施行令又はこの要綱の規定に基づく申請、届出、報告等については、電磁的方法(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表

補助事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
<p>○部活動地域移行推進事業 地域クラブ活動への移行に向けた体制の構築に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総括コーディネーターの研修会開催等</li> <li>・ コーディネーターの研修会開催等</li> <li>・ 県、市町村の方針策定・体制構築に係る協議会開催等</li> <li>・ 地域スポーツクラブ活動への移行に係る説明会開催</li> <li>・ 実技指導者の研修会開催</li> <li>・ 困窮世帯の参加費負担の支援に係る体制構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸謝金</li> <li>・ 旅費</li> <li>・ 通信運搬費</li> <li>・ 印刷製本費</li> <li>・ 会議費</li> <li>・ 消耗品費</li> <li>・ 借料及び損料</li> <li>・ 雑役務費</li> <li>・ 委託費</li> </ul>	<p>当該経費の 3分の2以 内</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合</li> <li>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</li> </ol>

## 別記1（第2条及び第3条関係）

### 地域スポーツクラブ活動体制整備事業

#### （ア 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた体制の構築に関する事業）

#### 1. 事業の目的

休日の運動部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向け、地域スポーツクラブ活動への移行体制の構築に必要な経費のうち、市町村が要する経費の一部を国が補助し、もって将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保することを目的とする。

#### 2. 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とする。間接補助事業者として行う場合は、市町村（市町村の一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。また、本事業を行うことが適当と認められる団体に委託して行うことができる。

#### 3. 事業の内容

##### （1）総括コーディネーターの研修会開催等

市町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターの担い手確保のためのリクルート活動や総括コーディネーターの研修会を開催する。

##### （2）コーディネーターの研修会開催

地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体と中学校の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行うコーディネーターの研修会を開催する。

##### （3）市町村の方針策定・体制構築等に係る協議会開催等

市町村において、スポーツ庁と文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、地域スポーツクラブ活動移行に向けた方針策定・体制構築等に係る協議会の開催や、域内における地域スポーツ活動状況等の実態把握調査を行う。

##### （4）地域スポーツクラブ活動への移行に係る説明会開催

域内のスポーツ関係者、学校関係者、保護者等に対して、地域スポーツクラブ活動への移行に関する説明会を開催する。

##### （5）実技指導等を行う指導者の研修会開催

地域スポーツクラブ活動において、実際に実技指導等を行う指導者に対して、教育的意義や体罰防止等の留意すべき内容に関する研修会を開催する。

(6) 困窮世帯の参加費用負担の支援に係る体制構築

経済的に困窮する世帯への参加費用負担の支援に係るシステム設置・改修等の体制構築を行う。

4. 補助対象経費

(1) 県は、上記2及び3に掲げる要件を満たす次の事業（委託して実施する場合も含む。）に対して補助するものとする。

①市町村が実施する事業

②市町村が実施する事業に対して、県が補助する事業

(2) 本事業に係る補助対象経費及び事業費を積算する際（事業を委託して実施する場合も含む。）の補助対象経費は、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、借料及び損料、雑役務費、委託費、補助金（都道府県が市区町村に対して補助するものに限る。）とし、各地方公共団体の実状に応じて必要な事業費を計上することとする。

5. 補助金の額

(1) 県が、域内の市町村の実施する補助対象事業に対して補助する場合にあっては、各市町村が実施する当該補助事業の実施に要する補助対象経費の 1/3 以内の額(千円未満切捨て)とする。ただし、県が補助する額を上限とする。